

令和 8年 6月 8日 議決・専決

令和 8年 7月 1日施行

令和 8年 6月 9日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町条例第20号

佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 6月 9日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町条例第20号

佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐用町条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

30 町長	佐用町高校生等医療費助成事業実施要綱（令和2年3月27日要綱第12号）による高校生等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第2に次のように加える。

27 町長	佐用町高校生等医療費助成事業実施要綱による高校生等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 外国人生活保護情報であって規則で定めるもの (5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (6) 国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
-------	--	---

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。